

スキル更新制度について（変更）

1. スキル更新制度の概要

平成 19 年度からスキル認定者の技術力維持を目的に、スキルレベル別の更新制度が始まりました。その実施により全てのスキル認定の有効期間は 3 年となり、有効期間を延長するためには更新研修を受講する等、一定の条件を満足することが必要となりました。

2. スキルレベル別更新の要件

協会活動において、各種展示会、技術説明会、地域連絡会の内容の充実が図られ、最新の技術情報に触れる機会が容易なことと、技術保持に対する意識の高揚等を考慮して平成 28 年度に更新要件の変更を行いました。

(1) 更新の要件（変更前）

スキルレベル	更新要件
S A	毎年、スキルSA にふさわしい活動を行い「自己申告書」を提出、その活動結果によりスキルSA 認定委員会で承認される。 (H25 年度見直し)
A	有効期間内の 3 年間に一度、「スキルA 更新研修会」に参加し、受講証明を受ける。
B	有効期間内の 3 年間に一度、「更新申請対象」研修会、展示会、発表会等の協会活動に参加し、参加証明を受ける

(2) 更新の要件（変更後）

スキルレベル	更新要件
S A	毎年、スキルSA にふさわしい活動を行い「自己申告書」を提出、その活動状況をスキル認定委員長が確認する。
A	有効期間内の 3 年間に一度、「スキルA 更新研修会」に参加し、受講証明を受ける。
B	有効期間内の 3 年間に一度、「更新申請対象」研修会、展示会、発表会等の協会活動に参加する。参加証明の発行廃止

3. スキル更新手続き

(1) 更新申請書の提出

更新手続きは、有効期限の最終年度の年度末に行います。

(例：有効期限 H29.3.31 の場合、H28 年度末 H29.1～2 月頃に手続き要)

(2) 申請手続き手数料

更新には新スキル認定証の受取り時に手数料（¥ 1 0 0 0）の支払いが必要となります。

(3) 新スキル認定証

新スキル認定証の受取りは翌年度の 4 月になります。